

その他工事に係る調査基準価格等の設定基準

(平成20年2月29日管理者決裁)

(趣旨)

第1条 この基準は、低入札価格調査要綱(平成18年12月28日管理者決裁)第4条第3項又は失格基準取扱要綱(平成19年4月1日管理者決裁)第4条第3項に規定する場合における調査基準価格等の設定に係る基準を定めるものとする。

(定義)

第2条 この基準において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) その他工事 諸経費を工事費構成費目として予定価格を算出する工事をいう。
- (2) 純工事費 直接工事費及び共通仮設費の合計額をいう。
- (3) 諸経費 現場管理費及び一般管理費等の合計額をいう。

(その他工事の調査基準価格等)

第3条 その他工事の調査基準価格及び総額判断基準価格は、純工事費に10分の9を乗じて得た額及び諸経費に10分の6を乗じて得た額の合計額とする。

2 その他工事の失格基準価格及び特別重点調査適用基準額は、純工事費に100分の85を乗じて得た額又は諸経費に100分の55を乗じて得た額とする。

附 則

(実施期日)

1 この基準は、平成20年3月1日から実施する。

(経過措置)

2 この基準の規定は、この基準の実施の日以後に発注手続に着手する契約について適用し、同日前に発注手続に着手したものについては、なお従前の例による。

附 則

(実施期日)

1 この改正は、平成21年4月1日から実施する。

(経過措置)

2 改正後のその他工事に係る調査基準価格等の設定基準の規定は、平成21年4月1日以後に発注手続に着手する契約について適用し、同日前に発注手続に着手したものについては、なお従前の例による。

附 則(平成23年3月31日改正)

(実施期日)

1 この改正は、平成23年4月1日から実施する。

(経過措置)

2 改正後の「その他工事に係る調査基準価格等の設定基準」の規定は、平成23年4月1日以後に発注手続に着手する契約について適用し、同日前に発注手続に着手したものについては、なお従前の例による。